

○酒田市飛島ボランティア活動支援補助金交付要綱

(平成23年3月31日告示第168号)

改正 平成24年3月28日告示第158号 平成25年3月27日告示第116号

(趣旨)

第1条 この告示は、2人以上で構成される団体・グループ(以下「団体等」という。)が、飛島において、自主的かつ自発的にボランティア活動を実施するに当たり、必要となる飛島への渡航経費に対して酒田市飛島ボランティア活動支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、酒田市補助金等交付規則(平成17年規則第53号。以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象活動)

第2条 補助金の交付対象となる活動は、前条に規定するボランティア活動のうち、次に掲げるとおりとする。

- (1) 草刈り活動
- (2) 農地保全・向上活動
- (3) 高齢者又は障がい者を支援する活動
- (4) 自然林の下刈り活動
- (5) 遊歩道の清掃業務
- (6) 環境保全活動
- (7) その他市長が認めた活動

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる活動は、補助対象としない。

- (1) 特定の者の利益となる活動
- (2) 国、県、市等の他の補助金、委託料、旅費等が交付されている活動
- (3) 他のイベント等に付随するボランティア活動
- (4) 宗教活動、政治活動、営利目的の活動その他公序良俗に反する行為

3 同一団体等への補助金の交付は、同一年度において2回までとする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、団体等が飛島でボランティア活動する場合に、定期船で渡航する場合の旅客運賃を対象とする。ただし、飛島に居住する者の渡航経費は除く。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、団体等が支払う旅客運賃のうち、酒田市定期航路事業条例(平成17年条例第169号)に規定する運賃相当額(ただし、手荷物運賃、小荷物運賃及び貨物運賃を除く。)を限度として、予算の範囲内で市長が決定するものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体等は、活動を実施する日の14日前までに飛島ボランティア活動支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 飛島ボランティア活動支援補助金活動計画書・収支予算書(様式第2号)
- (2) 飛島ボランティア活動参加者名簿(様式第3号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、補助金を交付すべきものと認めたときは、飛島ボランティア活動支援補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更)

第7条 規則第8条にかかわらず、事業に要する経費の20パーセント以内の額の増減は軽微な変更とし、補助事業等変更申請書の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた団体等は、事業が完了したときは速やかに飛島ボランティア活動支援補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 飛島ボランティア活動支援補助金活動報告書(様式第6号)

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付時期)

第9条 補助金は、前条の規定に基づく報告により、その内容を適当と認めた後において、交付するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、補助対象事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月28日告示第158号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月27日告示第116号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

（表）

年 月 日

酒田市長 宛

申請者 住 所
団体の名称
及び代表者

印

飛島ボランティア活動支援補助金交付申請書

飛島ボランティア活動を実施したいので、飛島ボランティア活動支援補助金 円を交付されるよう飛島ボランティア活動支援補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添付して申請します。

また、本申請を行うにあたり、裏面の誓約事項に相違ないことを誓約し、これらが事実と相違することが判明した場合には、補助金等の交付の決定の全部又は一部が取り消されることについて同意するとともに、誓約事項の確認のため、山形県警察本部へ申請者情報に関する照会がなされること（申請者が法人、団体である場合、その役員等の住所、生年月日、性別の記載された名簿の提出を酒田市から求められたときは、速やかに提出し、役員等の情報に関する照会が山形県警察本部へなされること）に同意します。

(裏)

○暴力団排除に関する誓約事項

私（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）は、この度の申請を行うに当たり、次のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団員等（酒田市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であること。また、申請者が法人又は法人以外の団体である場合は、暴力団（酒田市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること。
- (2) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- (4) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- (5) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

飛島ボランティア活動支援補助金活動計画書・収支予算書

申請団体	団体名			
	担当者氏名		連絡先	
活動名 (番号に○を付けてください)	1. 草刈り活動 2. 農地保全・向上活動 3. 高齢者又は障がい者を支援する活動 4. 自然林の下刈り活動 5. 遊歩道の清掃活動 6. 環境保全活動 7. その他の活動 ()			
活動の内容 (具体的に)				
参加予定人数				
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
活動予定場所 (印を付けてください)	<p>勝浦 マリンプラザ (定期航路飛島連絡所) 中村 とびしま総合センター 法木</p>			
収支予算書 (渡航費)	収入 飛島ボランティア活動支援補助金 円 その他 円 支出 定期船運賃 円			

飛島ボランティア活動 参加者名簿

団体名			
	氏 名	区 分	金 額
1		大人・小人	円
2		大人・小人	円
3		大人・小人	円
4		大人・小人	円
5		大人・小人	円
6		大人・小人	円
7		大人・小人	円
8		大人・小人	円
9		大人・小人	円
10		大人・小人	円
11		大人・小人	円
12		大人・小人	円
13		大人・小人	円
14		大人・小人	円
15		大人・小人	円
計			円